

令和2年6月19日

生徒・保護者様

埼玉県立深谷第一高等学校
校長 安部逸郎

本校における感染症予防対策について

標記の件につきまして、通常登校開始にあたり、感染症リスクを軽減するために下記のとおり取組みます。引き続き、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、登校に不安がある場合や基礎疾患等がある場合には担任や養護教諭に御相談ください

記

1 登下校時の感染症対策

- (1) 登校前に必ず「検温」し、各自が「健康観察カード」（別途配布）に記録する。また、SHR時に健康観察を実施する。本人に発熱がある場合や咳・鼻水等の風邪症状がある場合は、登校せずに学校に連絡をする。この場合は「出席停止」として扱う。
- (2) 帰宅後も再度「検温」し、同様に記録する。
- (3) 登下校にあたっては、基本的にはマスクを着用する。ただし、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外す。また、公共交通機関を利用する者はできるだけ混雑を避け、周囲との間隔を広く保つよう心がける。
- (4) 通学路を始め、校門や昇降口で密集しないよう身体的距離（1m以上）を目安に最大限の間隔をとる。

2 在校時の感染症対策

- (1) 各自が清潔なタオル・ハンカチやマスクを置く際の清潔なビニールや布等を持参し、石鹸等による手洗いをするよう徹底する。
- (2) 在校中は基本的にはマスクを着用する。（体育・昼食時を除く）ただし、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合はマスクを外す。
- (3) 授業は窓を開けて換気をしながら行う。発声を伴う教育活動や体を密着させる体育活動、生徒が相互に向き合う実験・実習等は当面行わない。
- (4) 教室の座席は可能な限り、間隔を置くよう配置する。
- (5) 校内の移動時の接触を避けるため、校舎内の移動は左側通行とする。また、共用箇所（トイレ等）で密集しないよう身体的距離（1m以上）を取る。

- (6) パソコン等、共用の機材を利用した際は、使用後に「除菌シート」等で拭く。
- (7) 多くの者が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、1日1回以上消毒液を使用して清掃する。
- (8) 昼食のため食堂に入る際は、石けんを使用し手をよく洗う。必要に応じて手・指の「消毒」を行う。食堂は対面とならないように座席数を制限する。食事の際は決められた席以外は使用しない。また、可能な限り会話は控える。
- (9) パン・牛乳等の購入については間隔を置いて待ち、順番に購入する。
- (10) 教室で昼食を取る際は、自分の机で食事する。食事前には石けんを使用して手を洗い、机を寄せ、向かい合って昼食を取らない。また、可能な限り会話は控える。
- (11) 休み時間中、友達等と話をする際にも必ずマスクを着用し、一定の距離を保ち、大声で話をしない。
- (12) 登校後、発熱等の症状が認められた生徒は保護者に連絡を取り、速やかに帰宅する。
- (13) 1学期中は、学年全体や全学年の集会等は原則として行わない。
- (14) 部活動は当面の間、週に3日程度かつ1回の活動を60分程度の実施とする。活動計画をあらかじめ生徒・保護者に連絡する。
- (15) 自習室・図書館等は座席数を制限し、指定された座席を使用する。

3 感染者発生時の対応

- (1) 感染者が確認された場合、生徒は回復が確認されるまで登校禁止となる。
- (2) 埼玉県教育委員会に報告の上、保健所・学校医等と連携し、校内組織体制を整備する。
- (3) 「臨時休業」の措置等については状況を確認し、関係機関と連携して埼玉県教育委員会が判断する。
- (4) 感染者のプライバシーに十分配慮するため、事前に感染者に対する差別や偏見、いじめ等がないよう指導する。
- (5) 保健所及び学校薬剤師等と連携し、消毒を行う又は立入禁止とする。

4 その他

- (1) 「彩の国 新しい学校生活5つの安心宣言」を徹底する。
- (2) 十分な睡眠と適度な運動、バランスの取れた食事など規則正しい生活を送らせるよう指導する。
- (3) 手洗い・うがい等、基本的な感染症対策を習慣的に行うよう指導する。
- (4) 健康診断は心臓検診・尿検査を除き、2学期に実施する。
- (5) 感染が疑われる場合や感染者と接触した場合は学校に連絡するとともに「県民サポートセンター」や最寄りの保健所等に必ず連絡し、指示を受けるよう指導する。